

◇===== [第 30 号] =====◇

唯契の窓 唯物論的社会契約論研究所月報

2020 年 10 月 1 日

◇=====◇

はや 10 月です。新型コロナウイルスは相変わらず世界で猛威を振るっております。9 月 29 日には世界の死者は 100 万人を超えました。専門家はさらに悲観的な予測をしています。

日本においても感染者は増え続け、直接 CoVID-19 感染によって亡くなる方に加え、経済活動の落ち込みによって困窮し自殺される方も出始めました。経済的コールドスリープが実施できなかったことが悔やまれます。次のパンデミックは致死率の高い新型鳥インフルエンザになるのではないかと、専門家は見ています¹が、その発生までになんとしても現在の資本主義経済制度を変えていく必要があると、強く思います。

●===== [理論解説] =====●

今回は久しぶりに時事批評から離れて、理論解説をいたします。と言っても他人様に解説するというには筆者自身にも消化しきれていないところもありまして、問題提起といった位置づけで読んでいただけるとありがたいと思います。

今回取り上げるのはと法学の根本問題、つまり唯物論的法学と観念論的法学の違いについてです。

「法学」という学問は実に取っつきにくい学問だということは、学生時代に実感しました。筆者は法文学部という学部を卒業して学士号を頂いたわけですが、「法学」は「法学科」で講義されておりまして、「文学科」で学んでおりました筆者は「隣村」的なお付き合いをしておりました。同じ学部に所属した関係で、一定法学の単位も取得する必要がありまして、「日本国憲法」と「社会政策」を履修しましたが、法学科の学生がいろいろ話しているのを聞くと、どうも実学のようにだったり、哲学のようにだったり正体が良くわからない学問だというふうに感じたものです。

その取っつきにくさですが、法学には「実定法学」という分野と「法理学（あるいは法哲学）」という分野があり、前者が実際に存在している法律を対象とする（したがってある意味実学的な分野）のに対して、後者が「法とは何ぞや」という理念的なことを追求するのだそうです。前者は判例の学習なんかを『ジュリスト』という専門誌でもってやっていたなあ・・・という実感を伴いますが、後者についてはカントだの、ヘーゲルだの、ヴィットゲンシュタインだのといった哲学者の名前が良く出ていたように覚えております。

¹ 外岡立人。 <http://pandemicinfores.com/diary.html>

さてその法学ですが、観念論的法学という言葉はネットで検索しても出てきません。同じく唯物論的法学という言葉もヒットしません。(マルクス主義法理論という言葉は出てきます)。ウィキペディアを見ると、法理学はいまだ百家争鳴的な状況にあるように見受けられます。しかし法と道德の関係性についての様々な主張にたいしては、既に天野和夫氏が「マルクス主義法理論における『法と道德』の問題」という論文の中で批判を加え、法や道德は現実の土台によって規定されるイデオロギーであり、法は「法的小よび政治的小上部構造」のうちに存在するものであることを解明しています²。

さてこの天野氏の指摘に従って考えてみるわけですが、本日のテーマである唯物論的法学と観念論的法学の違いはどこにあるのかということです。それは現在の法体系、特に各国の国内法の最高法規である「基本法」や「憲法」の効力、あるいは拘束力はどのように担保されているのだろうかという対立点に注目することになるわけです。そこでこの点についてどのような見解があるのか、少しネットから拾ってみることにしました。

最初に紹介するのはもっともオーソドックスな日本弁護士連合会の解釈です。

憲法は、国民の権利・自由を守るために、国がやってはいけないこと（またはやるべきこと）について国民が定めた決まり（最高法規）です。

たとえば、国民の表現の自由を守るため、憲法21条は「…表現の自由は、これを保障する」と定めて、国に対し、国民の表現活動を侵してはならないと縛りをかけているのです（これが「基本的人権の保障」です。）。

このように、国民が制定した憲法によって国家権力を制限し、人権保障をはかることを「立憲主義」といい、憲法について最も基本的で大切な考え方です。

3

ここに見るように、「国民が定めた」という点が拘束力の根源だという解釈がされています。

次はちょっと変わった御仁、東裕氏の主張です。

²マルクス主義において、法と道德は、ともに現実の土台によつて規定されるイデオロギー(観念形態、あるいは意識形態)として把握される。しかも、すでに述べたように、「ドイツ・イデオロギー」において法は「幻想的形態」(illusolischeForm)として、また道德は「構想」(Bildung)としてとらえられ(第二章の四の(二)参照)、「経済学批判」においては法は「法的小よび政治的小上部構造」(juristischer und politischer Uberbau)のうちに、また道德は「一定の社会的意識諸形態」(bestimmte geseuschaftliche BewuBtseinsformen)のうちに見いだされるのであつて(第二章の五参照)、法と道德は構造論的に区別して認識されているといえる。[167～168 頁]

³ 日本弁護士連合会：憲法って、何だろう？

あらためて憲法の効力の前提にあるもの、すなわち憲法の規定が制限なくその効力を発揮するための条件を確認しなければならない。その条件とは、「国家の存立」と「国家の主権性」である。⁴

もっとも、憲法というものは、元来その根底に虚構をはらんでいることは、「天賦人權」や「社会契約」といった思想が憲法の基礎にあることを見れば明らかであるが、同じ虚構といっても、事実の存在を前提としながらその事実が存在しなかったかのように記述するのとでは、その意味は異なる。⁵

東氏は九条改憲を積極的に進めようという御仁で、憲法には虚構が含まれるものだという前提で論議を展開しておられまして、虚構を含む法体系は果たして拘束力をもちうるものかと思っておりましたら、「国家の主権性の獲得が憲法典の効力の前掲であ」⁶という表現がありました。要するに国家権力が憲法の拘束力を担保するのだという事なのでしょう。政府の持つ実力(武力)などを背景にした強制力によって裏打ちされた拘束力という考えが見て取れます。

東氏のような時代錯誤な見解は論外としても、氏が『天賦人權』や『社会契約』といった思想が憲法の基礎にある」という指摘は事実で、「憲法の拘束力は国民の合意に基づく」という考え方が今日一般的な理論だろうと思われます。ということは、東氏の指摘するように、この考え方はやはり観念論に立っているわけで、誤りだと言わざるを得ません。すなわちこの基本法の効力の起源を国民あるいは個人間の契約に求める空想的な解釈をとる立場は、観念論的法学と言わざるを得ません。

では現実の基本法の拘束力はどこから生ずるのか。天野氏が指摘したのは、現実の社会の土台の上に成立するというマルクス主義法学の見地でした。確かに実定法は今日の資本主義という経済の仕組みを回していくための規則であるという側面は否定できません。が、それはやはりあるべき法の姿をゆがめた結果であるとも言わざるを得ません。では唯物論的社会契約論から導き出される唯物論的法学の見地からはどう見るのか。基本法や憲法の拘束力は社会(あるいは国)と個人(国民)との間の社会契約そのものによって担保されるものであり、基本法や憲法はその国の社会契約の契約書そのものである、そのように解されるべきでしょう。

⁴ 東裕「憲法の効力と解釈に関する一考察―占領・独立・憲法事実―」法政治研究第3号(2017年3月)

⁵ 前掲論文。同所

⁶ 前掲論文。53頁

社会が個人間の契約によって成り立っているとする社会契約説が、今日の社会のあり様をゆがめているとするのは、唯物論的社会契約論からの現代社会批判の基本的見地です。ではどのような過程を経て社会は歪められているのか。一つには社会を構成する人々の在り方が、「個人」という存在様式に変化したため、一人ひとりの人間の自己認識も本来の在り方から大きく変容しました。

資本主義経済制度は、封建的村落共同体を解体し、自由な労働者を生み出すことで、資本家と労働者という個人間の契約によって生の再生産を行う仕組みとして成立していきます。その際にこの契約が個人間のものであることから労働力という商品の交換に不等価交換を持ち込むことが可能となりました。本来であれば、社会と個人の契約であるにもかかわらず、それを隠して資本家が契約の当事者となることでこのような制度が成立したわけです。こうした状況の下、人びとの心理もまた歪んでいきます。E. フロムは次のように指摘しています。

一言でいえば、資本主義はたんに人間を伝統的な束縛から解放したばかりでなく、積極的な自由を大いに増加させ、能動的批判的な責任をもった自我を成長させるのに貢献した。

しかしこれは、資本主義が発展する自由の過程に及ぼした一つの結果であり、それは同時に個人をますます孤独な孤立したものにし、かれに無意味と無力の感情をあたえたのである。⁷

経済的な関係ばかりでなく、人間的な関係もまた、この疎外された性格をおびている。それは人間的な存在の関係ではなく、物と物との関係である。しかしこの手段と疎外の精神のもっとも重要な、もっとも荒廃した例は、おそらく人間の自分自身に対する関係であろう。人間はたんに商品売るばかりではなく、自分自身をも売り、自分自身をあたかも商品のように感じている。⁸

かくして人々は労働力市場の存在を容認するようになり、「個人と個人の間の契約で社会が成り立っている」という神話の下で、法律もやはり個人と個人の約束事として成立するものという錯覚に捕らわれていきます。そこでは「生の再生産を保障することは社会(また国)の義務である」という社会契約本来の内容がゆがめられ、人びとの自己責任を前提とした「勤労の権利」「生存権」などの「権利」という概念に歪曲されてしまっています。そこに必然的に生ずる貧

⁷ エーリッヒ・フロム、日高六郎訳『自由からの逃走』、(株)東京創元社、東京、平成 19 年 11 月 20 日 115 版、124 頁

⁸ 同書、136 頁。

富の格差や、国益という名の一部富裕層の利益のための国際紛争、果ては人命を軽視する政治が横行することになるのです。

重要なことは、上部構造は単にその基礎である下部の生産様式によって支えられるだけでなく、その存続と固定・維持のために人々に働きかけて歴史意識を再生産しているという事実です。特に近代以降の社会においては、上部構造が強固であり、これを変えていかない限り下部構造の変革も困難です。そうした意味でも、法学の世界において、観念論的法学に対抗する唯物論的法学の確立は急務であると言えるでしょう。

●=====●

★=====【コラム】=====★

アメリカ大統領選挙が迫ってきました。それにしてもトランプという男はどこまで卑劣なのかとあきれ返る毎日です。

選挙で競り負けることを前提に訴訟を準備する。それも通常の準備ではなく、連邦最高裁判所の判事に保守系の女性を任命して数で勝てるようにする。彼女の場合保守系というより右翼と言った方がいいかもしれません。

トランプ氏には岩盤支持層というものがあって、これがキリスト教福音派とよばれる人々らしいのですが、人工中絶の禁止や学校が進化論を教えることに反対している集団だそうです。福音派がトランプ氏を支持する理由として NHK の⁹番組では、神を信じる若者の減少を背景に、福音派が勢力を維持するために党派性を強め、政治に接近する方針をとったこと、その際に中絶反対・イスラエル支持といった自派の主張とトランプ氏の政策が一致したことがあると指摘しています。

しかしトランプ氏自身には問題ばかり。最近発覚した税金逃れもそうですが、彼の行動はアメリカファーストならぬトランプファーストに貫かれています。自己の保身を図る政治家と自派の存続を願う宗教団体の汚れた結婚がもたらすのが人類史的な悲劇となっては、キリストもさぞかし救済に悩むのではないのでしょうか。

★=====★

次回の発行は 11 月 1 日を予定しております。

⁹「トランプ政権と福音派」（時論公論）2018 年 03 月 01 日（木） 高橋 祐介 解説委員
<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/291245.html>